明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○個人情報の保護に関する法律第三十七条第一項の認定に関する件（金融庁四三）　一
○道路に関する件（関東地方整備局二一六、二一七）　二
○高速自動車国道に関する件（同二一八）　二
○道路に関する件（北陸地方整備局八四）　二
○道路に関する件（四国地方整備局三八～四一）　二
○道路に関する件（九州地方整備局六四）　三
〔人事異動〕
文部科学省　文化庁　農林水産省　林野庁　水産庁　海上保安庁　三
〔官庁報告〕
官庁事項　三
日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に係る公示について（金融庁）　六

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、会社更生関係

特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量教習、日本放送協会放送受信規約の一部変更、日本中央競馬会平成二十一事業年度決算等、税理士証票無効・登録まつ消、型式適合認定関係

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

告　示

○金融庁告示第四十三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項の規定に基づき、次の団体を認定したので、同法第三十七条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年四月十六日

金融庁長官　三國谷勝範

団体の名称	所在地	認定を受けた日
日本貸金業協会	東京都港区高輪三丁目19番15号	平成22年3月31日

○関東地方整備局告示第二百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
八王子市大和田町三丁目一〇八三番五から同市南浅川町二七九六番一まで	前	BA	八・二〇～〇・〇〇	五三・二〇～二二一・三〇	一〇・三九〇メートル　九・六一〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	八・二〇～〇・〇〇	五三・二〇～二二一・三〇	一〇・三九〇メートル　九・六一〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
甲府市富竹二丁目四九八番七から同市宝二丁目六五四番まで	前	BA	七・五〇～九・九七	一〇五・二〇～九六・八〇	九・九三メートル　二七二キロメートル	上記A、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C A	七・五〇～九・九八 一〇五・二〇～九六・八〇	三・九三五	〇・四九五	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十六日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

関東地方整備局長　菊川　滋